

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	水道局
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第42号 平成28年2月26日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 特定事項</p> <p>日々雇用職員の雇用期間が、規程で定める範囲を超えている例が認められた。</p> <p>※ 水道局で雇用される日々雇用職員の雇用期間については、市賃金支弁職員雇用等管理規程を準用しており、同規程第5条第1項により、日々雇用職員の雇用期間は、一会計年度内の3月以内とし、更に雇用の必要があるときには、当初の雇用の日から通算して11月を超えない期間の範囲内で雇用することができる」と規定がされている。</p> <p>しかしながら、浄水課に配属された職員については、平成27年5月14日付で雇用され、「雇用の期間を1日とし、別に通知がない限り雇用期間が更新され、平成28年3月31日が到来したときは、別に発令することなく退職となる。」といった雇用形態であることから、当初の雇用期間が一会計年度内の3月を超えるものとなっていた。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>当該日々雇用職員は、平成27年5月14日から平成28年3月31日までの雇用を予定しており、一会計年度内における雇用期間が11ヶ月を超えないため、平成28年3月31日までの雇用としたところです。</p> <p>指摘を踏まえ、平成28年度から、「いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程」第5条第1項に基づき、3月以内の雇用期間としました。</p> <p>今後は、関係規程を遵守するとともに、事務処理マニュアルを作成し、また、チェックリストを用い、複数人体制で確認するなど再発防止に努めて参ります。</p>
<p>2 収入事務</p> <p>行政財産使用許可に係る収入事務において、使用料の算出に誤りが認められた。</p> <p>※ 市水道局公有財産規程第12条第1項別表に定める使用料の額については、水道局の行政財産使用許可の事務取扱基準（平成25年4月1日施行）に基づき、計算の最</p>	<p>行政財産使用料の算定において、算出した額の端数処理（円未満の端数切り捨て）を見落としたことにより誤りが生じたものです。</p> <p>過徴収した2円については使用者に返還しました。</p> <p>今後は、関係規程を遵守するとともに、事務</p>

後に円未満の端数を切り捨てるとされている。

しかしながら、好間町上好間の送水管敷（現況：通路敷地）2件の行政財産使用料については、最後の円未満の端数を切り上げて算出していた。

（工務課）

3 支出事務（その1）

嘱託職員及び日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、通勤手当、時間外勤務割増賃金及び雇用保険料の算出等に誤りのある例が認められた。

【事例1】

時間外勤務割増賃金の算出誤り

※ 水道局で雇用される嘱託職員に支給する賃金については、市賃金支弁職員雇用等管理規程を準用し、同規程第7条第4項第1号により、時間外勤務割増賃金は、条例定数内職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するものである。

平成27年5月分の嘱託職員に係る賃金の支給事務において、時間外勤務4時間分の時間外勤務割増賃金は、5,868円（1,467円×4時間）と算出すべきにもかかわらず、5,864円（1,466円×4時間）と算出していた。【類例1件あり】

【事例2】

雇用保険料の算出誤り

※ 雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者である嘱託職員の賃金の支給事務において、控除する雇用保険料は、賃金支給総額に労働保険の保険料の徴収等に関する法律で定める雇用保険率を乗じた額914円（182,900円×5/1000（端数切捨て））と算出すべきにもかかわらず、平成27年4月分から5,000円を控除し、平成27年5月以降の雇用保険料は控除していなかった。

処理マニュアルを作成し、再発防止に努めて参ります。

【事例1】

時間外割増賃金の算出誤り

時間外割増賃金の算定基礎となる単価について、1円未満の端数を切り捨てて計算したことにより誤りが生じたものです。

不足分については、平成27年12月分の給与支給に合わせ追加支給しました。

【事例2】

雇用保険料の算出誤り

平成27年度までは例年の事務処理に倣い、雇用保険料を4月分給与から定額で徴収し、翌年3月分給与の支給に合わせ、年度ごとの雇用保険料を計算し、徴収または還付していたため誤りが生じたものです。

平成27年11月分の給与から毎月控除することとし、不足分については、平成28年3月分の給与支給に合わせ徴収しました。

【類例 4 件あり】

【事例 3】

通勤手当の非課税限度額の不適用

- ※ 平成 27 年 4 月分の嘱託職員の賃金の支給事務において、通勤手当の 1 か月あたりの支給金額 12,100 円については、非課税限度額が 12,900 円（自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当で、距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合）であるため通勤手当の全額が所得税の非課税対象となることから、所得税は、通勤手当の全額を控除して算出すべきにもかかわらず、通勤手当の非課税限度額を適用せず所得税を算出していた。【類例 4 件あり】

【事例 4】

通勤手当の算出誤り

- ※ 水道局で雇用される日々雇用職員に支給する賃金については、市賃金支弁職員雇用等管理規程を準用し、同規程第 7 条第 4 項第 4 号により、通勤手当は、条例定数内職員に支給される通勤手当に相当するものとして、別に定める基準により支給するものである。

平成 27 年 4 月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤距離が片道 2 km 以上 4 km 未満で自動車を使用する日々雇用職員の通勤手当は、日額 130 円として算出すべきにもかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日に当該基準が改正される前の日額 120 円として算出し、支給していた。

(総務課)

4 支出事務（その 2）

いわき市水道水源保護審議会の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

【事例 3】

通勤手当の非課税限度額の不適用

自動車などの交通用具で通勤する職員について、通勤手当の非課税限度額を適用せず所得税を算出していたため誤りが生じたものです。

平成 27 年 11 月分の給与から通勤手当の非課税限度額を適用のうえ所得税を算出することとし、過払い分については 11 月分の給与支給に合わせ還付しました。

【事例 4】

通勤手当の算出誤り

通勤手当の改正による支給額の見直しを行わなかったため、改正前の基準により支給していたため誤りが生じたものです。

平成 27 年 11 月分の給与から改正後の基準に基づき算定を行い、不足分については、平成 27 年 11 月分の給与支給に合わせ追加支給しました。

今後は、関係規程を遵守するとともに、事務処理マニュアルを作成し、また、チェックリストを用い、複数人体制で確認するなど再発防止に努めて参ります。

いわき市水道水源保護審議会の委員報酬に係る支出事務において、所得税法第 28 条の給与所得として同法第 185 条第 1 項第 2 号ホの

※ いわき市水道水源保護審議会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号イの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3.063%の税率で254円を源泉徴収した上で、差引支給額を8,046円としていた。

しかしながら、当該委員報酬については、同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。

（浄水課）

5 支出事務（その3）

管外旅費に係る支出事務において、宿泊料に誤りのある例が認められた。

※ 水道企業職員に対して支給すべき旅費の額については、市職員等の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の旅費の額の例によるとされている。

埼玉県川口市に旅行命令を受けた職員（技師）の宿泊料については、同条例第19条別表第1に定める乙地方の金額を適用し、1夜につき10,800円とすべきにもかかわらず、甲地方の金額である1夜につき12,000円を適用していた。

（総務課）

6 契約事務

保守点検業務委託に係る契約事務において、契約の開始日を5月1日としているが、緊急時の対応を考慮し、4月1日を開始日とすべきである。

【事例1】

水道局本庁舎自動ドア保守点検業務委

規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用すべきところでしたが、認識誤りにより、所得税等の源泉徴収税額を誤って算出してしまいました。

定期監査後、平成28年3月に開催した審議会の委員報酬の支出に関しては、適正に源泉徴収を行っているところであります。

今後は、関係規程を遵守するとともに、事務処理マニュアルを作成し、また、チェックリストを用い、複数人体制で確認するなど再発防止に努めて参ります。

川口市は乙地方であるため、本来であれば10,800円で計算するところを甲地方と誤った判断をし、12,000円で計算してしまったものであり、平成27年11月に返納しました。

今後は、関係規程を遵守するとともに、事務処理マニュアルを作成し、また、チェックリストを用い、複数人体制で確認するなど再発防止に努めて参ります。

平成27年度に入ってから見積書を徴すなど契約締結に係る事務を進めたため、事務の進捗に応じて平成27年4月30日に契約を締結し、開始日を5月1日としたものです。

平成28年度については、年度前に契約締結に向けた準備行為を進め、4月1日を開始日と

託

※ 水道局本庁舎自動ドア保守点検業務委託については、平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までを契約期間として、平成 27 年 4 月 30 日に契約を締結している。

当該契約の内容は、主に年 4 回の定期点検であるが、このほか、不時の故障・破損などの緊急時には、水道局の要請により技術員を派遣して復旧又は修繕にあたらせることが定められており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じている状態は望ましくないことから、4 月 1 日からの契約とすべきである。【類例 1 件あり】

【事例 2】

南部工事事務所電話交換設備保守点検業務委託

※ 南部工事事務所電話交換設備保守点検業務委託については、平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までを契約期間として、平成 27 年 4 月 30 日に契約を締結している。

当該契約の内容は、主に年 2 回の定期点検であるが、このほか、不時の故障・破損などの緊急時には、水道局の要請により技術員を派遣して復旧又は修繕にあたらせることが定められており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じている状態は望ましくないことから、4 月 1 日からの契約とすべきである。

(総務課、南部工事事務所)

した契約を締結しました。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	水道局
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第42号 平成28年2月26日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>契約事務</p> <p>（緊急修繕工事における緊急の妥当性等について）</p> <p>水道局においては、水道施設及び給水装置並びにこれらに附帯する施設（以下「水道施設等」という。）の修繕工事並びに水道施設等に起因する周辺施設の修繕工事で、緊急の必要により競争入札に付することができないものについては、「いわき市水道局緊急修繕工事取扱要綱」に基づき、緊急修繕工事を実施している。</p> <p>緊急修繕工事の適用範囲については、前回の平成25年度の定期監査の結果を受け、同要綱第2条第2項において、緊急の必要の場合が規定され、緊急修繕工事伺書（第1号様式）（以下、「伺書」という。）において「緊急性」を安定給水確保、被害拡大防止、安全管理の3つに分類し、同要綱が適用される工事を明確にするため平成27年3月に改正されたところである。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、「平浄水場1系浄水池点検口緊急修繕工事」は腐食した点検口の蓋の交換、「山玉浄水場照明器具緊急修繕工事」は浄水場内の照明器具の交換という内容の工事となっているが、伺書には安定給水の確保のために修繕工事を緊急に実施する必要がある具体的な理由が記載されていないため、緊急修繕工事としたことの妥当性が書類上では明確にできない状況となっている。同様に、「南1-9 湘南</p>	<p>指摘を受けた修繕工事については、緊急の妥当性に疑問が残るところであり、今後は、緊急修繕が必要な事例の類型化等について検討し、真に緊急性があるもののみ施工するよう周知を図るとともに、緊急修繕工事に係る施行伺の様式の見直し、受注者選定の具体的な理由の明記について検討するなど、事務の改善を図って参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>台ポンプ場送水流量計緊急修繕工事」においては送水流量計の交換という内容の工事となっているが、被害拡大防止のために修繕工事を緊急に実施する具体的な理由が記載されていないかった。</p> <p>また、緊急修繕工事に係る契約事務は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号又は第5号を適用した随意契約として行われているが、随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であり慎重な取扱いが求められるため、請負業者の選定理由についても契約の適正性や透明性を確保する観点から十分留意が必要となるものである。</p> <p>以上のことから、同要綱を適用して緊急修繕工事を実施する場合には、緊急の妥当性と請負業者の選定について、対外的な説明責任を果たす意味からも具体的な理由を明確にすべきである。</p> <p>(北部浄水場管理室、南部浄水場管理室、 南部工事事務所)</p>	